平成２７年（フ）第４７３０号
東京都足立区千住龍田町４―28―203、住民票上の住所東京都足立区千住緑町２丁目26―18―402
債務者　佐藤　幸絵
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９０５号
東京都板橋区成増５丁目11―25―210　トップ成増第３
債務者　豊崎　健次
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６７号
東京都八王子市中野上町４丁目１番５号リバーサイドビレッジ201号
債務者　山星　明美
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３２６号
静岡県藤枝市前島１丁目17番10―303号　プラセールⅡ
債務者　荒井　清香
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２９号
静岡県牧之原市菅ケ谷3131番地２
債務者　明丸　健一
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４２７号
神奈川県小田原市前川404番地
破産者　有限会社中野保温工業
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１４１５号
大阪市平野区瓜破南１丁目４番35号
破産者　特定非営利活動法人コミュニティうりわり
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８２２号
福岡市東区箱崎１丁目28番17号
破産者　株式会社千鳥寿司
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４８８号
福岡市東区唐原５丁目１番11号
破産者　株式会社ゼウス
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５１０号
福岡県春日市須玖南３丁目87番地
破産者　株式会社ハイフィールド
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５５５号
福岡市中央区舞鶴３丁目１番22号
破産者　株式会社カフェサロン・レゴリス
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２０３５号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目11番15号
破産者　中央建設株式会社
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６６号
栃木県佐野市万町21番地
破産者　株式会社アドリブ
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６７号
栃木県足利市百頭町1984番地６、開始決定時の住所栃木県足利市百頭町1991番地11
破産者　佐武　俊彦
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７５号
栃木県宇都宮市西川田町1160番地25
破産者　関根　隆寿
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２号
山梨県甲府市国母１丁目17番27号
破産者　有限会社イーエムケイ
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
千葉県山武郡九十九里町片貝2571番地、登記簿上の本店所在地札幌市東区北二十二条東13丁目１番33号
破産者　株式会社オリエンタルトラッド
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第３１号
千葉県東金市東金1266番地１　ロータリーパレス東金303
破産者　遠山　幸平
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第８９号
愛知県稲沢市島高須賀町38番地
破産者　有限会社野正組
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部